羽島市契約事務執行要領

平成　９年　５月１６日決裁

この要領は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法律」という。）第２３４条及び羽島市契約規則（昭和３９年羽島市規則第６号。以下「契約規則」という。）に基づき、契約を締結するについて必要な事項を定め、もって契約事務の厳正かつ適確な執行に資することを目的とする。

第１　通則

１　定義

この要領において、起工伺等とは、起工伺、業務委託（借上）伺、物品購入（修繕）伺をいう。

２　事業の起案と事業施行決裁

(1)　契約を締結しようとするときは、起工伺等及び羽島市予算の編成及び執行に関する規則（昭和４０年羽島市規則第５号）に定められた支出負担行為決議書により、決裁を得なければならない。

(2)　設計書により事業に要すると見積もられた費用（以下「設計金額」という。）は、当該事業について議決された予算額を超えてはならない。

(3)　工期・納期限の設定に当たっては、設計金額のみではなく、天候・雇用状況・労働条件・週休２日制等に対する社会的状況等を勘案して設定すること。

(4)　年度末近くになって長大な工期を要する事業を発注することのないよう、発注時期についても十分配慮すること。

(5)　やむを得ない事由により工期が年度を超えることとなったときは、速やかに財政担当課と協議して、繰越等の予算措置を適正に講ずること。

(6)　事業内容を特定するに当たっては、競争入札に付する場合、競争入札参加者が公正に競争ができるよう、競争を妨げるような銘柄の特定等をしてはならない。やむを得ない理由によりメーカー、銘柄等を限定する場合は、設計書に銘柄・業者指定理由書を添付すること。

(7)　事業についての予算を所掌する課に当該事業を施行するに必要な関係技術職員又は、有資格職員が配置されていない場合は、依頼先の課に対し、「起工依頼書」により、両担当部長の決裁を経て、その施行及び監理を依頼するものとする。

３　工事の施工方法

(1)　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する土木建築工事に関する工事及びこれに準ずるもの（以下「工事」という。）の施工方法は直営及び請負とする。

(2)　次に掲げるものに該当するときは直営とする。

ア　急施を要し請負に付する暇がないとき。

イ　請負契約を締結することができないとき。

ウ　請負に付することを不適当と認めるとき。

(3)　直営で施工する場合においても、一部を請負とすることができる。

(4)　請負で施工する場合においても、分割又は分離して施行することができる。

(5)　工事の変更手続

工事等の内容を変更しようとするときは、工事の設計変更伺書に次に掲げる図書を添付し、決裁を受けなければならない。

ア　変更設計書

イ　変更設計前後対照図

ウ　その他必要な図書

4　契約方法

契約方法は一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとし、その体系は次のとおりとする。

(1)　一般競争入札

ア　１億５千万円以上の工事。ただし、その内容が一般競争入札に適さないものとして羽島市業者指名審査委員会規則（昭和５３年羽島市規則第１２号）第１条に規定する羽島市業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）が決定したものを除く。

イ　１千万円以上の物品の買入れ。ただし、その内容が一般競争入札に適さないものとして委員会が決定したものを除く。

(2)　指名競争入札

ア　競争入札に付するもののうち、一般競争入札に付するもの以外の事業

イ　公募型指名競争入札にあっては、１億円以上５億円未満の工事。ただし、その内容が公募型指名競争入札に適さないものとして委員会が決定したものを除く。

ウ　複数工事グループ指名・抽選移行方式にあっては、１千万円以上の工事で、委員会が指定した工事

エ　設計・施工一括発注方式にあっては、特殊な施設等について、業者の設計技術・施工技術を活用し、品質の向上及び価格の適正化が図れる工事

オ　建設コンサルタント等業務に係るプロポーザル方式にあっては、知識、構想力及び応用力が要求される業務

(3)　随意契約

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の２第１項各号に該当する場合

5　委員会の審査事項

(1)　次の事項は委員会の審議を必要とする。

ア　一般競争入札実施の適否の審査

（一般競争入札を実施する場合の制限内容に関する審査）

イ　公募型指名競争入札実施の適否の審査

ウ　特定建設工事共同企業体による入札実施の適否の審査

エ　指名競争入札及び随意契約に付する事業の設計金額が次に該当する場合は指名業者及び随意契約理由の審査

契約の種類	設計金額
工事又は製造の請負	１，０００万円以上
工事に伴う測量及び設計業務委託	３００万円以上
物品の買入れ・その他	３００万円以上

(2)　委員会は原則として月２回とする。なお、必要と認めるときは、その都度委員長が招集する。

(3)　事業課は、委員会において審議すべき事項についての原案を、原則として委員会開催日の１０日前までに管財課に提出すること。

6　選定基準

（１）　建設工事のうち、土木、建築、ほ装及び管工事についての発注は、次に定める工事ランクに基づいて、業者を選定することを原則とする。ただし、土木工事については総合点数により、その他のものについては客観点数によるものとする。

注１　客観点数は、建設業法に基づく経営規模等評価総合評定値とする。

注２　総合点数は、客観点数に指名競争入札参加資格審査に係る主観的事項審査要

領に基づく主観点数を加えた点数とする。

土木工事

ランク	総合点数	設計金額
A	750点以上	1,000万円以上
B	750点未満	1,000万円未満

下水道工事

ランク	設計金額
A	2,000万円以上
B	2,000万円未満

建築工事

ランク	客観点数	設計金額
A	700点以上	1,000万円以上
B	700点未満	1,000万円未満

ほ装工事

ランク	客観点数	設計金額
A	650点以上	500万円以上
B	650点未満	500万円未満

水道施設工事

ランク	客観点数	設計金額
A	700点以上	300万円以上
B	700点未満	300万円未満

管工事

ランク	客観点数	設計金額
A	700点以上	250万円以上
B	700点未満	250万円未満

（２）前号による等級業者の選定が困難若しくは適当でないと認められる場合は、当該工事に係る選定業者数の２分の１以内に限り、上位又は下位の等級業者を選定することができる。

（３）工事の特殊性、業者の施工能力及び発注工事がいずれかのランクに著しく偏るなど、前号によっても、なお、業者の適正な選定が困難な場合は、前号にかかわらず、実情に応じて業者を選定することができる。

７　公共工事の品質確保

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）に基づき、適切な措置をとり、公共工事の品質確保の促進を図る。

第２　競争入札

１　起工伺等の作成と決裁順序

(1)　起工伺等の記載事項

起工伺等には次の事項を記載すること。

ア　決裁区分

イ　理由

ウ　工事番号又は整理番号

エ　工事名、物品名又は委託名

オ　工事施工場所、納入場所又は委託場所

カ　工事施行期間、納入期限又は委託期間

キ　支出科目・予算額

ク　前金払・部分払

ケ　その他必要な事項

(2)　事業課は、起工伺等の（工事主管課がある場合は起工依頼書も添付）決裁を得るとともに財務担当部長の合議を経ること。決裁終了後、契約事務処理区分により管財課で契約事務を行うものについては、設計図書とともに管財課へ送付すること。

(3)　工事又は工事の設計、調査若しくは測量における前金払については、公共工事前金払取扱要綱（平成１４年羽島市告示第２３号）の定めるところによる。

(4)　部分払については、契約規則第４３条の規定による。ただし、工事にあっては、工期が６ヶ月以上で、設計金額が３，０００万円以上１億円未満のときは１回以内、１億円以上のときは２回以内の部分払とする。

２　一般競争入札

(1)　第１の４の契約の体系により一般競争入札に該当するときは、入札参加資格の制限内容について、委員会の審議に付すること。

(2)　公告

事業施行の決裁及び委員会の審査終了後、一般競争入札の公告を行うので、事業課は次の書類を管財課へ提出すること。

ア　起工伺等（設計図書等が添付されて、決裁が済んだもの。）

イ　仕様書等必要部数（入札参加者が、入札額を見積もるために必要な事項以外の数量や価格を記入しないこと。）

(3)　予定価格の決定

ア　事業課の事業施行についての起工伺等の決裁が終了したら、契約事務処理区分に基づいて予定価格調書の作成と、その封入・封緘を行う。

イ　予定価格調書の記載方法は入札書比較価格欄に消費税分を含まない額を、予定価格欄に消費税分を含んだ金額を記載する。最低制限価格を設定する場合も同様である。

ウ　最低制限価格の設定については、施行令第１６７条の１０第２項に規定されているところであるが、その取扱いは次のとおりとする。

(ｱ)　最低制限価格を設定することができる場合は、工事等の内容が特殊なもので、市長の決裁を受けたものとする。

(ｲ)　算定方法

a　予定価格算出の基礎となった直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に５分の１を乗じて得た額の合計額。ただし、その額が予定価格に１０分の８．５を乗じて得た額を超える場合にあっては１０分の８．５を乗じて得た額とし、予定価格に３分の２を乗じて得た額に満たない場合にあっては３分の２を乗じて得た額

b　特別なものについては、aにかかわらず、契約ごとに３分の２から１０分の８．５の範囲内で市長が定める割合を予定価格に乗じて得た額

(4)　一般競争入札実施の日程等

一般競争入札の日程等については事業決裁の段階であらかじめ管財課と協議すること。

(5)　一般競争入札の実施については、羽島市一般競争入札実施要領に基づくものとする。

3　指名競争入札

(1)　第１の４の契約の体系により指名競争入札に該当するときは、指名基準、指名基準の運用基準及び選定基準に基づき指名競争入札参加者名簿(以下「名簿」という。)から指名候補業者を選考し決裁に付すること。なお、選定に当たっては、事業担当部課長と事前に協議を行うこと。

(2)　指名競争入札の指名通知は随時行うので、決裁が済み次第、次の書類を管財課へ提出すること。

ア　起工伺等（設計図書等が添付されて、決裁が済んだもの。）

イ　仕様書等　原則１０部（入札参加者が、入札額を見積もるために必要な事項以外の数量や価格を記入しないこと。）

(3)　予定価格の決定については、一般競争入札の場合と同様である。

(4)　入札の指名通知は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条及び同法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第６条の規定により、予定価格に応じて、入札日までに次表のような期間（以下「見積期間」という。）を置いて行うこととされているので、発注時期についても計画的に行うこと。

予定価格の区分	見積期間
１件の予定価格５００万円未満	１日以上

１件の予定価格５００万円以上 ５，０００万円未満	１０日以上（５日以上に短縮できる。）
１件の予定価格５，０００万円以上	１５日以上（10日以上に短縮できる。）

注１　上表は予定価格で区分しているが、設計金額を上表にあてはめて見積り期間を決定する。

注２　上表は、建設工事の場合の見積り期間であるが、物品の買入れ・その他についても同様の取扱いとする。

(5)　指名基準

指名競争入札に参加する者を指名する場合は、次のことに留意すること。

ア　一般的注意事項

(ｱ)　指名候補業者の選考に当たっては、名簿が工事等の種類毎に編纂されているので、施行しようとする事業の契約の種類を特定し、その区分に登録された業者の中から選考すること。

(ｲ)　指名は、名簿に登録された者の中から、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の業者に偏らないよう行わなければならない。

a　名簿に登載された日以降における不誠実な行為の有無

b　名簿に登載された日以降の経営状況

c　名簿に登載された日以降の工事、納入の成績

イ　建設工事の場合

(ｱ)　注意事項

a　当該建設工事に対する地理的条件

b　手持事業量の状況

c　当該建設工事の施工についての技術的適性

d　名簿に登載された日以降における安全管理の状況

e　名簿に登載された日以降における労働福祉の状況

(ｲ)　特に工事の場合は、建設業法第３条及び同法施行令第１条の２の規定により次の軽微な工事を除き、許可された工事以外は施工できないので、この区分を厳守すること。

工事の種類	軽　微　な　工　事　の　内　容

建築一式工事	1　１件の工事代金が１，５００万円に満たない工事 2　延べ面積が１５０㎡に満たない木造住宅工事
その他の工事	1　１件の工事代金が５００万円に満たない工事

ウ　物品の買入れ・その他

(ｱ)　物品の買入れ

一般的注意事項のほか、当該物品の納入に対する地理的条件について留意しなければならない。

(ｲ)　その他（業務委託関係）

a　当該業務についての技術的適性

b　名簿に登載された日以降における安全管理の状況

c　名簿に登載された日以降における労働福祉の状況

エ　その他

契約の目的又は性質上、名簿に登録されていない業者を指名候補業者として選考しなければならない場合は、まず、その業者に名簿登録申請をさせ、名簿登録後に指名する。やむを得ず名簿登録前及び未登録の業者を選考するときは、その理由等を明らかにしておくこと。

オ　指名業者数

指名に当たっては、次表に定める設計金額の区分に応じた業者数を標準とする。ただし、指名登録業者数の少ない業種については、この限りでない。

設　計　金　額	指名業者数
５０万円未満	3以上
５０万円以上５００万円未満	４以上
５００万円以上１億円未満	５以上
１億円以上	１０以上

(6)　指名基準の運用基準

指名基準の運用について、以下のように取り扱うこと。

ア　名簿に登録された日以降における不誠実な行為の有無

以下の場合は指名しないこと。

(ｱ)　羽島市競争入札参加資格停止の措置要領（平成１９年９月２５日決裁）に

基づく指名停止期間中であるとき。

(ｲ)　工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実であるとき。

(ｳ)　一括下請け、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関からの情報により、請負者の下請契約関係が不適切である事が明確であるとき。

(ｴ)　警察当局から、市長に対し、建設工事入札参加資格者に関し、次の情報を得たとき。

a　個人である有資格者又は法人である役員が暴力団関係者である場合及び暴力団関係者が、有資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。

b　有資格業者が、業務に関して不正に暴力団関係者を利用し、又使用したと認められるとき。

c　有資格業者が、いかなる名義をもってするを問わず不正に暴力団関係者に対して、財産上の利益を与えたと認められるとき。

イ　名簿に登録された日以降における経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。

ウ　工事、納入等の成績

(ｱ)　工事にあっては、工事成績評定書の総合評定（以下「工事成績」という。）の前年度年間平均点が６０点未満の場合は指名しないこと。

(ｲ)　工事成績等が優良であるかどうか総合的に判断すること。

(ｳ)　前年度の工事成績の平均点が８０点以上であること等工事の成績が優良である場合には、これを十分尊重すること。

(ｴ)　工事成績の点数が６０点未満の場合、以後の指名に反映し、指名を見合せることができる。

エ　当該工事に対する地理的条件

本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事実績等から見て、当該地域における工事施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断すること。

オ　手持事業量の状況

工事の手持ち状況から見て当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的

に勘案すること。

カ　工事施工についての能力・技術的適性

(ｱ)　当該工事と同種工事についての相当の施工実績があること。

(ｲ)　当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。

(ｳ)　地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等、当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。

(ｴ)　発注予定工種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

キ　安全管理の状態

(ｱ)　市発注工事について、安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。

(ｲ)　安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に判断すること。

(ｳ)　安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重すること。

ク　労働福祉の状況

(ｱ)　賃金不払に関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。

(ｲ)　建設業退職金共済組合等の加入状況を総合的に判断すること。

(ｳ)　建設労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。

4　契約の締結と契約書の請負金額等の記載方法

(1)　競争入札の契約の場合は、管財課が市長印（羽島市公印昭和48年告示第27号）を押印する。ただし、契約事務処理区分により各所管課で契約事務を行うものについては、各所管課にて押印する。

(2)　締結した契約書は、起工伺等と併せて、事業課へ送付する。

(3)　契約の相手方が課税事業者の場合は、その取引に課税される消費税を明らかにするため、請負代金額等に併せて当該取引に係る消費税額を記載するものとする。

(4)　消費税額の算出に当たって１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(5)　契約書に貼付する印紙の額は、契約書記載金額から消費税相当分を控除した金額で判断すること。なお、物品の買入れ契約・物品等の単価契約については、非課税文書である。

5　履行保証

(1)　履行保証は、次に定める事項のいずれかに該当する金銭的保証を原則とする。

ア　金融機関又は前払金保証会社の保証

イ　公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証

ウ　履行保証保険契約の締結

エ　契約保証金の納付（現金による納付）

オ　有価証券の提供（国債、地方債、小切手等）

(2)　保証金額　契約金額の１０パーセント以上

(3)　手続　　落札の日の翌日から起算して７日以内（土曜日・日曜日等休日を除く。）

(4)　その他

ア　契約金額５００万円以上の工事とする。

イ　工事の性質から金銭的保証ではなく、契約金額の３０パーセントの保証金額相当の役務保証付き公共工事履行保証証券による保証の場合もある。

6　契約の履行

工事の監督及び完成検査（物品の買入れ・その他の契約にあっては、納入完了検査及び完了検査）については、契約規則の定めるところによる。

第３　随意契約

1　随意契約ができる場合

施行令第１６７条の２第１項の規定により、随意契約ができるのは、次に掲げる場合である。

(1)　予定価格が、契約規則第２４条の表に掲げる範囲内の契約をするとき。

(2)　契約の性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。

(3)　身体障害者更正施設等において製作された物品を買い入れる契約、シルバー人材センター連合等から役務の提供を受ける契約又は母子福祉団体が行なう事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。

(4)　新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図るものとして総務省令で定めるところにより認定を受けた者が、新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

(5)　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6)　競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7)　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。

(8)　競争入札に付し入札者がないとき又は再度の入札に付し落札者がないとき。

(9)　落札者が契約を締結しないとき。

2　随意契約の手続（起工伺等を用いる場合）

(1)　設計書等の作成については、競争入札の場合と同様である。

(2)　起工伺等の記載事項

ア　決裁区分

イ　理由

ウ　工事番号又は整理番号

エ　工事名、物品名又は委託名

オ　工事施工場所、納入場所又は委託場所

カ　工事施行期間、納入期限又は委託期間

キ　支出科目・予算額

ク　前金払・部分払

ケ　その他必要な事項

(3)　随意契約理由等の明示

随意契約理由、予定業者及び適用条項を明確にしておくこと。なお、委員会に付すべき事業規模の場合についても、事業施行決裁の段階で理由を明示しておくこと。

(4)　見積業者の選考

ア　見積書を徴取する業者は、特別な場合を除き、名簿に登録された業者の中から２者以上を選考すること。

イ　名簿における工事等の契約の区分及び名簿登録業者の選考については、競争入札の場合と同様である。

ウ　予定価格の決定については、競争入札の場合と同様である。

エ　契約規則第２５条第２項の規定により、見積書を省略する場合は、その理由等を明らかにしておくこと。

(5)　見積書の徴取

ア　事業施行の決裁及び委員会の審査が必要な場合は審査が終了したら見積業者

から見積書を同時に徴取し、その面前で開披する等、契約の公正性が保持できるよう工夫すること。

イ　随意契約は原則として価格を競争するものではないが、特に１の（１）の場合は、価格競争を前提にしているので、この競争を妨げることのないよう注意すること。

ウ　見積書には、業者等が見積もった契約希望金額から消費税に相当する額を除いた金額（課税事業者の場合は消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の基準で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を記載させる。この場合、業者等にあらかじめこの旨を伝えること。

エ　見積書徴取の結果を開札状況調書に記載し、その経過を明らかにしておくこと。

(6)　契約決裁

見積により契約しようとする相手方と契約予定金額が決定したら、その結果と契約書案を添付し、決裁を受けなければならない。

(7)　契約の締結と契約書の請負金額等の記載方法

ア　随意契約の場合の市長職印の押印は、競争入札の場合と同様とする。

イ　契約書の請負金額等の記載方法は競争入札の場合と同様である。

ウ　契約書の省略については、契約規則第２７条の規定による。

(8)　契約の履行については、競争入札の場合と同様である。

第４　単価契約

１　通則

(1)　定義　単価契約とは、法令上用いられている用語ではないが、一般にあらかじめ数量を確定することができないものについて、単価を契約の主目的とし一定の期間を画して当該期間内において供給を受け、又は売払いをした実績数量を乗じて得た金額の代価を支払い、又は受領することを内容とする契約である。

(2)　単価契約の締結にあたり注意すべき事項は、単価契約は契約金額の総額が不確定であるため、その執行の適正を期するため、数量についてもあらかじめ予定を立て、当該経費の歳出予算の範囲を超えることのないよう注意すること。

(3)　単価契約が締結できるものは次のとおりとする。

ア　事務用文具類　　イ　燃料　　ウ　原材料類　　エ　電算事務処理委託費

オ　医薬材料類

カ　その他総額による契約を締結することが困難なもので、適当と認めたもの。

２　契約手続

(1)　その契約の性質上競争入札に付すべきものについては、競争入札の項の手続に準じて行うこと。

(2)　随意契約に係るものについては、随意契約の項の手続に準じて行うこと。

(3)　端数処理については、1円未満の端数があっても、これを切り捨てない。ただし、入札書又は見積書に記載された金額によっては、これに消費税に相当する額を加えると、小数点以下の桁数が大きくなることが予想されるので、特に支障のない限り、当分の間、契約書に記載する際に、小数点以下第3位を切り捨てるものとする。

(4)　単価契約書には、消費税額の併記をしないものとする。

(5)　複数単価契約における落札者等決定基準については、別に定めるものとする。

第5　リース契約

1　通則

(1)　定義　リースとはオペレーティングリースとファイナンスリースに分類され、前者はリース期間中にユーザーが物件を返還して、その後のリース料の支払義務を免れることができるものであり、貸主が相当量の在庫を保有して不特定多数の賃借人に繰り返し賃貸する等、契約期間が一般的に短期間であるレンタル等がこれに該当する。後者は、貸主が物件の購入資金を貸し付ける代わりに、対象物件を購入して比較的長期間賃貸借し、そのリース期間中に陳腐化のリスクを負担することなくリース料をもって購入資金、金利、利益の回収を図るものである。

(2)　リース契約の締結にあたっては、例えばファイナンスリースは中途解約が禁止されるなどのデメリットの反面、技術革新で陳腐化の進行が速い物件について最新機種を導入できる等のメリットがあり、その契約の性質をよく検討して行うこと。

(3)　リース契約の締結が考えられるものにはパソコン、ワープロ等の事務用機器各種工作機器、医療機器等があるが、契約の締結にあたっては、その内容、効果等を十分調査して行うこと。

2　契約手続

(1)　その契約の性質上、競争入札に付すべきものについては、競争入札の項の手続に準じて行うこと。

(2)　随意契約に係るものについては、随意契約の項の手続に準じて行うこと。

附　則

1　この要領は、平成9年5月16日から施行する。

2　羽島市業者指名基準（運用基準）「平成7年10月27日決裁」は廃止する。

３　建設工事選定標準「平成８年１２月２６日決裁」は廃止する。

附　則（改正　平成１７年４月２６日決裁）

この要領は、平成１７年５月１日から施行する。

附　則（改正　平成１８年３月１５日決裁）

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（改正　平成１９年　３月１５日決裁）

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（改正　平成２０年　４月３０日決裁）

この要領は、平成２０年５月１日から施行する。

附　則（改正　平成２１年　２月１２日決裁）

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（改正　平成２２年　４月　１日決裁）

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（改正　平成２２年１０月　８日決裁）

この要領は、平成２２年１０月８日から施行する。

附　則（改正　平成２３年　４月１４日決裁）

この要領は、平成２３年４月１４日から施行する。

附　則（改正　平成２５年１０月１０日決裁）

この要領は、平成２５年１０月１０日から施行する。

附　則（改正　平成２８年２月５日決裁）

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（改正　平成２９年３月７日決裁）

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（改正　平成３０年３月１５日決裁）

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（改正　平成３０年１２月１９日決裁）

この要領は、平成３１年１月１日から施行する。

附　則（改正　平成３１年２月２７日決裁）

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（改正　令和２年３月２４日決裁）

この要領は、令和２年４月１日から施行する。